

職場実習にご協力ください



職場における実習は、実際の現場で働く体験を通して、働くことの意義や喜び、職業生活上必要な知識や態度について学習するとともに、職業適性の発見や自己理解を促し、将来の生活について具体的に考える機会となります。イメージすることや人とのかかわり、コミュニケーションなどに困難を抱え、何らかの援助を必要とする生徒にとって、現場での経験や学びはとりわけ重要です。将来、社会を支える一員となる生徒の「学びの場」の提供に、是非ご協力ください。

また、誰もが「社会の中で自分の力を発揮し、貢献したい」「自分の役割をもち、充実した生活を送りたい」という願いを持っています。生徒が自立し社会参加を果たしていくための「働く場」を広げるため、雇用についても是非ご検討ください。

※知的障害や聴覚障害等により支援を必要とする生徒もいますが、このリーフレットでは、主に発達障害と就労支援について紹介しています。

発達障害とは

脳機能の発達が関係する生まれつきのもので、性格や養育の問題ではありません。

- 言語の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

それぞれの障害の特性

注意欠陥多動性障害
AD/HD

- 不注意（集中できない）
- 多動多弁（じっとしていられない）
- 衝動的に行動する（考えるより先に動く）

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※ 発達障害者の特性は重複していることも多く、特性は一人一人異なります。

少しの理解とサポートがあれば、力を十分に発揮できます

⇒ 詳しくは、次ページ

実習にあたって

- 就業時間や仕事内容は事業所の規則に準じます。
- 労働に対する報酬などは必要ありません。
- 必要な経費（交通費や昼食代）は保護者が負担します。
- 実習中は、就労支援コーディネーターや教員が巡回し、指導を行います。





強み

発達障害の特性を職業上の強みとして、様々な業務で力を発揮しています。

- ★手順が決まっている仕事への集中力・持続力
- ★素直で誠実
- ★作業が正確で丁寧
- ★独特な発想・感性
- ★専門的な知識が豊富
- ★細部への注意力
- ★事実や数字に関する記憶力



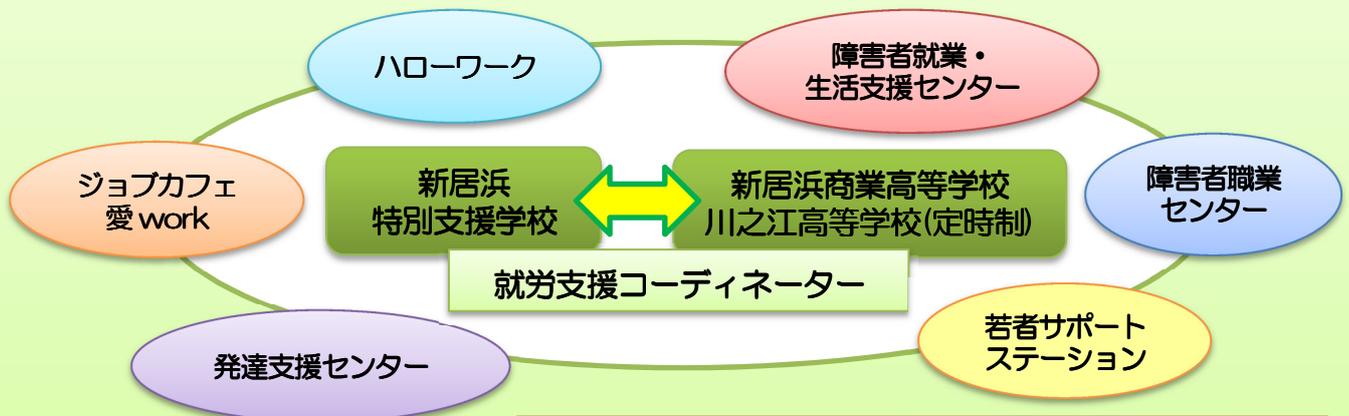
⇒ 活躍している業務・・・

スーパーのバックヤード、物流倉庫での仕分け、商品の検品、クリーニング
 清掃作業、洗車作業、コンピューター・プログラミング、ウェブサイトや印刷物のデザイン、
 データ入力、印刷作業、伝票整理、ファイリング、など

職場の配置と環境への配慮など少しの工夫があれば、強みをさらに生かすことができます。
※具体的なサポートの例は、次ページ

就労後の職場定着や生活をサポートします

四国中央市、新居浜市において、新居浜特別支援学校が核となり、新居浜商業高等学校や川之江高等学校(定時制)、労働・福祉等関係機関が連携して就労支援に取り組んでいます。新居浜特別支援学校に配置している就労支援コーディネーターが、学校や関係機関との連絡、実習先・就労先の開拓を行っています。地域におけるネットワークを構築し、就労後の職場定着や生活のサポートを行います。



※必要に応じて医療機関や相談支援事業所等と連携を行います。

機関名	サポート内容
公共職業安定所 (ハローワーク)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者専門の職業紹介窓口を設置しています。 ・職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談に応じます。 ・雇用のための支援制度や各種助成金の案内を行います。
障害者就業・ 生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な関係機関と連携をとりながら、就業面・生活面での支援を行います。 ・必要に応じて職場を訪問し、職場定着支援を行います。
障害者 職業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就職から雇用継続、職場復帰に関する相談・支援などを行います。 ・職場に適應できるように、ジョブコーチが職場に出向き支援します。
発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に課題がある子どもについて幼少期から継続した相談・支援を行っています。 ・様々な障害の特性をふまえた支援について助言を行います。
ジョブカフェ 愛 work	<ul style="list-style-type: none"> ・15～39 歳の方と 40 歳前半でサポートを希望する方を対象に職業相談を行い、一人一人に応じた就職・職場定着支援を行います。
若者サポート ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことに悩みを抱えている 15～39 歳の方に対し、専門的な相談やコミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就職に向けた支援を行います。

「障害者差別解消法」が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、**社会的障壁**を取り除くために必要な**合理的な配慮**を行うことが求められます。⇒詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

社会的障壁とは？

- ①社会における事物
(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を
意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)
などがあげられます。

《配慮が必要な例》

《サポート（合理的配慮）の例》

曖昧な指示の推測が苦手

種類、量、方法等を具体的に指示する。

あれ

それ

ある程度

黄色い袋に

10個ずつ

3時まで

だいたい



適当に

5cmの長さで



同じ方向に並べて

口頭だけの指示や説明、一度に複数の指示で混乱

ホワイトボード等に指示内容を目で見えて分かるように順番に書いて示す。

スーパーのバックヤードで・・・



ピーマンを、中の透明袋に100から105gの間で30袋、トマトを大きいパックに6個ずつ詰めたものを20パック作ってね。トマトを先にやってね。



①トマトのバック詰め

②ピーマンの袋詰め

・バック(大)

・透明袋(中)

・6個ずつ

・100g(105gまでOK)

・20パックつくる

・30袋つくる



急な変更や中止に混乱

変更等は、できるだけ事前に伝えておく。人によって指示が異ならないよう、指示をする人を決めておく。



《データの入力作業の途中で・・・》

今、やっていることは後にして、先に、B資料の入力を急いでお願いします。



《仕事を始める前に・・・》

仕事の変更があります。今日は、昨日の続きの仕事の前に、B資料の入力をお願いします。



整理・整頓が苦手
細かいルールを覚えられない

棚の表示や道具の色分け等、環境を視覚化する。

洗面所用のタオルと便器まわり用のタオルは分けて使ってください。洗面所用は青、便器用はピンク、便座・カバー用は白です。



《洗面所用》

かごの色:青
タオルの色:青
※タオルやスポンジを1つずつ入れ物に入れる。



《便器まわり用》

かごの色:ピンク
タオルの色:
ピンク(便器用)
白(便座・カバー用)



大きな音や電話のベル、
におい、光に敏感

耳栓やヘッドホン、マスク、サングラスの着用、刺激を少なくした集中できる環境を準備する。



同僚との雑談が苦手で、大勢の人の中では休めない

無理に雑談に加わらなくてもよいことを伝えたり、休憩時間は一人で過ごせるようにしたりする。

雇用のための主な支援制度について



詳しくはハローワークへお問い合わせください。

障害者トライアル雇用

ハローワーク等の紹介により、障害者を試用雇用(トライアル雇用=原則3か月、精神障害者の場合は12か月まで延長が可能)の形で受け入れることにより、雇用に対する不安を軽減し、事業主と障害者の相互の理解を深めます。試用雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的としています。障害者トライアル雇用奨励金(1人につき月額4万円、最大3か月)が支給されます。

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

障害者が円滑に職場に適応することができるよう、雇用の前後を通じて事業所にジョブコーチを派遣し、障害者や事業主に対して、障害特性を踏まえた支援を行います。

★特定求職者雇用開発助成金

※発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害のある方を雇用する事業主に対し、支払った賃金に該当する額の一定率が一定期間助成されます。

- ★…障害者手帳を所持している方を雇用した場合の支援制度です。
- ※…障害者手帳を所持していない、発達障害の診断を受けた方が対象です。

障害者手帳について

- ① 知的障害を伴っている ⇒ 「療育手帳」の取得が可能です。
- ② 日常生活もしくは社会生活に制約がある ⇒ 「精神障害者福祉手帳」の取得が可能な場合があります。
- ③ ①②に当てはまらず、手帳を取得できないことがあります。

また、手帳の取得は可能ですが、取得せず障害者雇用枠ではない就職を希望したいと考えているケースや、発達障害の診断を受けていないケース、発達障害に気づいていないケースがあります。

≪四国中央市≫

※ 発達障害者のための障害者手帳は、現在ありません。

機関名	電話	所在地
愛媛県立川之江高等学校	0896-58-2061	四国中央市川之江町 2257
四国中央公共職業安定所(ハローワーク四国中央)	0896-24-5770	四国中央市三島中央 1-16-72
障害者就業・生活支援センター-ジョブあしすと UMA	0896-23-6558	四国中央市三島中央 3-13-12
四国中央市発達支援センター(四国中央市保健福祉部子ども課発達支援室)	0896-28-6029	四国中央市三島宮川 4-6-55

≪新居浜市≫

機関名	電話	所在地
愛媛県立新居浜商業高等学校	0897-43-6736	新居浜市瀬戸町 2-16
愛媛県立新居浜特別支援学校	0897-31-6656	新居浜市本郷 3-1-5
新居浜公共職業安定所(ハローワーク新居浜)	0897-34-7100	新居浜市一宮町 1-14-16
障がい者就業・生活支援センターエール	0897-32-5630	新居浜市泉池町 8-40
新居浜市こども発達支援センター(新居浜市教育委員会発達支援課)	0897-65-1302	新居浜市繁本町 8-65
東予若者サポートステーション	0897-32-2181	新居浜市繁本町 8-65

機関名	電話	所在地
愛媛労働局職業安定部	089-941-2940	松山市若草町 4-3
愛媛障害者職業センター	089-921-1213	松山市若草町 7-2
ジョブカフェ愛 work (愛媛県若年者就職支援センター)	089-913-8686	松山市湊町 3丁目 4-6

愛媛県教育委員会 特別支援教育課
松山市一番町 4丁目 4番地 2 TEL 089-912-2967

